

## ステークホルダーとの協働

当社では、2025年3月13日に「マルチステークホルダー方針」を策定しました。  
本方針に則り、マルチステークホルダーとの適切な協働に取り組んでまいります。

### 「マルチステークホルダー方針」

当社は、企業経営において、株主にとどまらず、従業員、取引先、顧客、債権者、地域社会をはじめとする多様なステークホルダーとの価値協創が重要となっていることを踏まえ、「『安心・快適』、そして『夢・感動』をお届けすることで、お客さまの喜びを実現し、社会に貢献する」という企業理念の下、マルチステークホルダーとの適切な協働に取り組んでまいります。

その上で、価値協創や生産性向上によって生み出された収益・成果について、マルチステークホルダーへの適切な分配を行うことが、賃金引上げのモメンタムの維持や経済の持続的発展につながるという観点から、従業員への還元や取引先への配慮が重要であることを踏まえ、以下の取り組みを進めてまいります。

## 記

### 1. 従業員への還元

当社は、経営資源の成長分野への重点的な投入、従業員の能力開発やスキル向上等を通じて、持続的な成長と生産性向上に取り組み、付加価値の最大化に注力します。

その上で、生み出した収益・成果に基づいて、「賃金決定の大原則」に則り、自社の状況を踏まえた適切な方法による賃金の引上げを行うとともに、それ以外の総合的な処遇改善としても、従業員のエンゲージメント向上や更なる生産性の向上に資するよう、教育訓練等を中心に積極的に取り組むことを通じて、従業員への持続的な還元を目指します。

(個別項目)

具体的には、賃金の引上げについては、社会情勢や経営環境、業績等を踏まえ、会社収益の適切な還元に取り組むとともに、教育訓練等については、OJTに加え、階層別研修、DX研修、グローバル人材育成研修等様々な研修制度の提供等により従業員の能力開発に取り組んでまいります。

## 2. 取引先への配慮

当社はパートナーシップ構築宣言の内容遵守に、引き続き、取り組んでまいります。  
なお、パートナーシップ構築宣言のポータルサイトへの掲載が取りやめとなった場合、マルチステークホルダー方針の公表を自主的に取り下げます。

- ・パートナーシップ構築宣言の URL

<https://www.biz-partnership.jp/declaration/84976-12-00-osaka.pdf>

また、消費税の免税事業者との取引関係についても、政府が公表する免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する考え方を参照し、適切な関係の構築に取り組んでまいります。

## 3. その他のステークホルダーに関する取り組み

当社は、1947年に土地・建物の賃貸業務を開始して以来、総合デベロッパーとして阪急・阪神沿線や大阪梅田エリアでの都市開発事業、ジオブランドの住宅分譲事業等、そして近年は首都圏エリア、ASEANをはじめとする海外へも事業展開しています。

当社は、「お客さま原点－すべてはお客さまのために」という姿勢によって、常にお客さまの声を大切にし、お客さまが抱く「夢・感動」を実現するため、安心・快適な住環境の提供とサービス向上に努めてまいります。

また当社は、「阪急阪神ホールディングスグループ サステナビリティ宣言」に基づき、環境保全の推進として、ZEH-M Oriented 以上の新築マンションを提供し、他にも共用部の化粧材等に国産木材の活用、再生可能エネルギーを活用したオフィス・商業施設の運営を推進しています。これからもお客さまが住まいや施設を選ぶ際に、環境への貢献を感じられるよう、持続可能な社会の実現に向けた事業活動を行ってまいります。

これらの項目について、取り組み状況の確認を行いつつ、着実に推し進めてまいります。

以上

2025年3月13日

阪急阪神不動産株式会社  
代表取締役社長 福井康樹